

商品券は10月31日までにご利用ください

## 「紀の宝プレミアム商品券」、有効期限せまる！

イベントや外出の自粛により、停滞している経済状況を考慮し、新型コロナウイルス関連経済対策事業として販売を行った「紀の宝プレミアム商品券」の有効期限が、10月31日（日）で終了します。

商品券の換金などはできませんので使い忘れないよう、有効期限までにご利用ください。

▶詳しくは、役場産業振興課（☎33-0336）までお問い合わせください。



道路を安全に利用できるようにご協力を

## 道路の異常・破損などをお知らせください

町では、道路を常に良好な状態に保ち、安全かつ快適に利用できるように道路パトロールを実施し損傷箇所の早期発見と修繕に努めています。

しかし、交通量の増加や車両の大型化に伴い道路の損傷箇所も増えています。みなさんが、道路を安全に利用できるように、道路の損傷などを見つけた場合は情報提供をお願いします。

### 【情報提供の方法】

#### ◆メールにて通報

メールによる情報提供の場合は、役場基盤整備課のメールアドレス（✉kiban@town.kiho.lg.jp）に、現場の状況と場所がわかる写真を添付して送ってください。異常・破損箇所の状況確認に非常に有効ですので、ぜひご利用をお願いします。

#### ◆電話にて通報

電話による情報提供の場合は、役場基盤整備課まで、発見の場所や最寄りの住所、損傷の状況などをお知らせください。

▶詳しくは、役場基盤整備課（☎33-0357）までお問い合わせください。



陥没した道路

子育てを地域で支えていけるように

## 「サポート会員講習会」受講生募集！！

町ファミリーサポートセンターでは、子どものことを中心として、食生活、遊び、看護などについて学ぶことができる講習会を開催します。

この講座をすべて受講すると、サポート会員として活動することができます。ご自身の子育てはもちろん、お孫さんを預かる時にも役立てていただけます。この機会に、ぜひご参加ください。

【対象者】 町内に在住の20歳以上の人

【受講料】 無料

【申込期限】 11月5日（金）

【申込先】 町ファミリーサポートセンター

※希望者には無料で託児を行います。

▶詳しくは、町ファミリーサポートセンター（☎32-4688）までお問い合わせください。

### ◆講習会の日程

場 所	月/日	時 間	講座内容	講師（敬称略）
はぐくみの森2階 活性化ホール	11月17日 (水)	9:00～9:30	オリエンテーション	町ファミリーサポートセンター
		9:30～11:00	小児の病気	町顧問医師 二村 昭
		11:00～12:00	・安全に預かるために ・社会で子どもを育てるために～親支援を広げる～	町ファミリーサポートセンター
		13:00～14:30	子どもの暮らしとケア・小児看護	町保健師 中口 紀子
		14:30～16:00	子どもの栄養と食生活～産後の栄養・食育～	町管理栄養士 富 博子
	11月19日 (金)	9:00～12:00	子どもの安全と事故 乳幼児救急法	熊野市消防署紀宝分署
		13:00～14:30	産褥 赤ちゃんケア	かつこ助産院 院長 本館 千子
		14:30～16:00	産褥 お母さんケア	かつこ助産院 院長 本館 千子
	11月24日 (水)	9:00～10:30	子どもの発達と育児～障がいのある子どもの預かり～	通園めだか園長 仲 さより
		10:30～12:00	保育の心・子どもの遊び	統括保育所長 下地 水香
13:00～14:30		大人がわくわくする生き方 子育て講座 ～笑いあり涙あり～	NPO ほがらが絵本畑理事長 三浦 伸也	
14:30～16:00		事業を円滑にすすめるために	町ファミリーサポートセンター	

※講座は、3日間の受講を原則としますが、この事業ならびに講座に関心があり、一部受講を希望される人の参加も受け付けます。

※申込者多数の場合は、サポート会員希望者を優先させていただきます。

※都合により内容等を変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

家族の介護や世話を担う子どもたち

## 「ヤングケアラー」を知っていますか？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

国によると「ヤングケアラー」は、17人に1人以上の割合でいるといわれており、昨今、介護や世話の負担が大きく、心身の発達や人間関係、勉強、進路などに影響を受ける「ヤングケアラー」の存在が社会問題化しています。

「自分のことかも」と悩んでいたら、気軽に相談してください。また、身近に思い当たる子どもや家庭がある場合などご相談ください。

### 【ヤングケアラー事例】

- ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物や料理・洗濯などの家事をしている
- ・家族に代わり、幼い兄弟・姉妹の世話をしている
- ・家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている
- ・がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

上記のような状態で、学習や部活動などが思うようにできない子どもたちのことをいいます。

### 【相談先】

- ・児童相談所相談専用ダイヤル  
☎0120-189-783
- ・24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）  
☎0120-0-78310
- ・子どもの人権110番（法務省）  
☎0120-007-110

▶詳しくは役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。